



# 埼玉県報

号外第 25 号  
令和 7 年(2025 年)  
10 月 29 日  
水曜日

## 目 次

### 告示

- 埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例第 11 条第 4 項に基づく知事指定薬物の指定の告示（薬務課）

# 告 示

## 埼玉県告示第八百二十号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十一条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和七年十月二十九日

埼玉県知事 大野元裕

### 一 知事指定薬物

イ  $N-(2-\text{メチルフェニル})-N-[1-(2-\text{フェニルエチル})\text{ピペリジン}-4-\text{イル}]$  プロパンアミド（通称名 ortho-Methylfentanyl）、 $\alpha$ -Methylfentanyl 及びその塩類

ロ  $2-\overset{\wedge}{2}-[(4-\text{エトキシフェニル})\text{メチル}]-5-\text{メチル}-1H-\text{ベンゾ}[d]\text{イミダゾール}-1-\text{イル}-N\cdot N-\text{ジエチルエタン}-1-\text{アミン}$ （通称名 5-Methyl e to de s n i t a z e n e, Etomethazine）及びその塩類

n e）及びその塩類

ハ  $3-[2-(ジメチルアミノ)\text{エチル}]-1H-\text{インドール}-4-\text{イル}\parallel$  プロピオナート（通称名 4-Pro-O-DMT）及びその塩類

### 二 効力発生の日

令和七年十月三十日